

8 都薬会発第 75 号
令和 8 年 6 月 6 日

地区薬剤師会 会長 殿
学校薬剤師担当役員 殿

公益社団法人東京都薬剤師会
会 長 高 橋 正 夫

学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液の投与
並びにてんかん発作時のジアゼパム点鼻液の投与について

平素より本会会務に格別のご高配ご協力を賜り深く感謝申し上げます。
さて、この度、標題に関して別添のとおり、日本薬剤師会から通知がありましたので、お知らせいたします。

今般、学校、保育所等において児童生徒等がアナフィラキシーショックやてんかん発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、当該児童生徒等に代わって現場に居合わせた教職員等が自ら薬剤を投与できない本人に代わってアドレナリン点鼻液（ネフィー®）やジアゼパム点鼻液（スピジア®）の投与を行うことについて、こども家庭庁及び文部科学省より厚生労働省に対して照会が行われました。その結果、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 条件を満たす場合には医師法第 17 条*違反とならないと解釈されることが通知されました。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校等においてやむを得ずアドレナリン点鼻液／ジアゼパム点鼻液を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ アドレナリン点鼻液／ジアゼパム点鼻液を使用する際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にアドレナリン点鼻液／ジアゼパム点鼻液を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたアドレナリン点鼻液／ジアゼパム点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してアドレナリン点鼻液／ジアゼパム点鼻液を使用すること。
 - ・ 当該児童等がやむを得ずアドレナリン点鼻液／ジアゼパム点鼻液を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ アドレナリン点鼻液／ジアゼパム点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、アドレナリン点鼻液／ジアゼパム点鼻液を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

上記の 4 条件に基づき、学校等において、児童生徒等及びその保護者から薬剤投与について依頼があった場合には、医師の指示を確認するとともに保護者等と対応について協議を行い共通理解を図ることや、緊急時に適切な行動ができるよう、教職員等で日頃からの準備として定期的な研修や訓練を行うこと等も重要であること等についても記されています。詳細につきましては別添の通知をご参照ください。

つきましては、業務ご繁多な折大変恐縮ですが、貴会会員へご周知のほどよろしくお願いいたします。

※ 医師法第 17 条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

日 薬 業 発 第 53 号

令 和 8 年 5 月 1 日

都道府県薬剤師会

学校薬剤師担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

担当副会長 荻野 構一

学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液の投与
並びにてんかん発作時のジアゼパム点鼻液の投与について

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、下記につき、別添のとおりこども家庭庁及び文部科学省より
関係諸機関宛に事務連絡が発出されましたので、お知らせいたします。

つきましては、会務ご多忙の折恐縮ですが、貴会学校薬剤師関係者への情報
提供につきましてご高配の程宜しくお願い申し上げます。

記

○学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフ
ィー®）の投与について（令和8年4月16日付け 事務連絡）

○学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア®）の投与
について（令和8年4月16日付け 事務連絡）

以上

事 務 連 絡
令和8年4月16日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設担当課
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業主管課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童相談所設置市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課 御中
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー®）
の投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

今般、学校、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等がアナフィラキシーショックを起こし、生命が危険な状態等である場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がアドレナリン点鼻液（ネフィー®）の投与を行うことについて、こども家庭庁及び文部科学省から厚生労働省医政局医事課に対して別

紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせします。

学校等においては、児童生徒等及びその保護者からアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液の投与について依頼があった場合には、別紙1の4つの条件に基づき、医師の指示を確認するとともに、保護者等と対応について協議を行い、共通理解を図ることが必要となります。また、児童生徒等がアナフィラキシーショックを起こした場合に適切な行動ができるよう、教職員等で日頃からの準備として定期的な研修や訓練を行うこと等も重要です。

アナフィラキシーショック時においては、当該児童生徒等が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じて、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当（一次救命処置）、保護者や医療機関への緊急連絡、救急要請などによる医療機関受診が重要です。その上で、アドレナリン点鼻液を使用した場合には、アナフィラキシーショックを起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

アドレナリン点鼻液の使い方等を理解するに当たっては、製造販売業者のホームページ(<https://www.neffy.net/>)を御参照ください。

アレルギー疾患に対する緊急時の対応や研修等については、引き続き、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」や公益財団法人日本学校保健会が作成した「学校におけるアレルギー疾患に対する取組ガイドライン（令和元年度改訂）」を御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

ついては、本件について、管内の市区町村、関係機関及び学校・施設・事業者等に対して周知されるようお願いします。

なお、医療機関においても、学校等や教育委員会と連携し、本事務連絡や学校等の体制を踏まえて、アドレナリン点鼻液の処方及び指示を出していただけるよう、別途、公益社団法人日本医師会に対して、各都道府県医師会等に周知されるよう依頼しております。

【参考資料】

（こども家庭庁）

- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cc94d067/20240205_policies_hoiku_86.pdf



（公益財団法人日本学校保健会）

- 「学校におけるアレルギー疾患に対する取組ガイドライン（令和元年度改訂）」

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>



別紙 1

こ成保第 343 号
こ成基第 94 号
こ成環第 290 号
こ支家第 236 号
こ支障第 111 号
8 教健食第 5 号
令和 8 年 4 月 14 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

医師法第 17 条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答いただくようお願いします。

記

学校、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、児童発達支援、放課後等デイサービス等（以下「学校等」という。）に在籍又は利用する幼児、児童、生徒、学生（以下「児童等」という。）がアナフィラキシーショックを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、アドレナリン点鼻液（「ネフィー®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 つの条件を満たす場合には、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条違反とはならないと解してよいか。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校等においてやむを得ずアドレナリン点鼻液を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ アドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項

- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にアドレナリン点鼻液を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたアドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してアドレナリン点鼻液を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずアドレナリン点鼻液を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ アドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、アドレナリン点鼻液を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

以上

別紙 2

医政医発 0415 第 2 号

令和 8 年 4 月 15 日

こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

厚生労働省医政局医事課長

(公 印 省 略)

医師法第 17 条の解釈について（回答）

令和 8 年 4 月 14 日付けこ成保第 343 号、こ成基第 94 号、こ成環第 290 号、こ支家第 236 号、こ支障第 111 号、8 教健食第 5 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、児童等のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。

事 務 連 絡
令和8年4月16日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設担当課
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業主管課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童相談所設置市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課 御中
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア®）の
投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

今般、学校、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等がてんかん発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がジアゼパム点鼻液（スピジア®）の投与を行うことについて、こども家庭庁及び文部科学省から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり

照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせします。

学校等においては、児童生徒等及びその保護者からてんかん発作時のジアゼパム点鼻液の投与について依頼があった場合には、別紙1の4つの条件に基づき、医師の指示を確認するとともに、保護者等と対応について協議を行い、共通理解を図ることが必要となります。また、児童生徒等がてんかん発作を起こした場合に適切な行動ができるよう、教職員等で日頃からの準備として定期的な研修や訓練を行うこと等も重要です。

てんかん発作においては、当該児童生徒等が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じて、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当（一次救命処置）、保護者や医療機関への緊急連絡、救急要請などによる医療機関受診が重要です。その上で、ジアゼパム点鼻液を使用した場合には、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

なお、0～5歳の乳幼児に対しては、保育所等においてジアゼパム点鼻液を預かり、職員等が投与することは想定されていません。

ジアゼパム点鼻液の使い方等を理解するに当たっては、製造販売業者のホームページ(<https://spydia.jp/>)を御参照ください。

教育委員会においては、てんかん等に対する緊急時対応マニュアル等の整備や教職員研修会の開催を行っている事例もあり、こうした取組について公益財団法人日本学校保健会が作成した「てんかん及び重症の低血糖への対応における学校と医療機関等の連携に係る好事例集」も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

ついては、本件について、管内の市区町村、関係機関及び学校・施設・事業者等に対して周知されるようお願いします。

なお、医療機関においても、学校等や教育委員会と連携し、本事務連絡や学校等の体制を踏まえて、ジアゼパム点鼻液の処方及び指示を出していただけるよう、別途、公益社団法人日本医師会に対して、各都道府県医師会等に周知されるよう依頼しております。

【参考資料】

(公益財団法人日本学校保健会)

○「てんかん及び重症の低血糖への対応における学校の医療機関等の連携に係る好事例集」

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/285>



こ成保第 344 号
こ成基第 95 号
こ成環第 291 号
こ支家第 237 号
こ支障第 110 号
8 教健食第 4 号
令和 8 年 4 月 14 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

医師法第 17 条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答いただくようお願いします。

記

学校、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、児童発達支援、放課後等デイサービス等（以下「学校等」という。）に在籍又は利用する幼児、児童、生徒、学生（以下「児童等」という。）がてんかん発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、ジアゼパム点鼻液（「スピジア[®]」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 つの条件を満たす場合には、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条違反とはならないと解してよい。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校等においてやむを得ずジアゼパム点鼻液を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ ジアゼパム点鼻液を使用する際の留意事項

- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にジアゼパム点鼻液を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたジアゼパム点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してジアゼパム点鼻液を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずジアゼパム点鼻液を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ ジアゼパム点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、ジアゼパム点鼻液を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

以上

医政医発 0415 第 1 号

令和 8 年 4 月 15 日

こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

厚生労働省医政局医事課長

(公 印 省 略)

医師法第 17 条の解釈について（回答）

令和 8 年 4 月 14 日付けこ成保第 344 号、こ成基第 95 号、こ成環第 291 号、こ支家第 237 号、こ支障第 110 号、8 教健食第 4 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、児童等のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。